

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年3月25日(火)午後7時00分～午後8時55分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子(教育委員長職務代理者)  
2番委員 栢沼行雄(教育長)  
3番委員 萩原美由紀  
4番委員 和田重宏(教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 関野憲司  
文化部長 諸星正美  
教育部副部長 露木幹也  
教育部管理監 松本弘二  
文化部副部長 原田泰隆  
教育総務課長 柏木敏幸  
保健給食課長 松浦仁  
教育指導課長 栢畑寿一朗  
指導・相談担当課長 市川嘉裕  
生涯学習課長 古矢智子  
文化財課長 大島慎一  
図書館長 鈴木健  
スポーツ課長 杉崎貴代  
青少年課長 福野徳夫  
教育指導課指導主事 鈴木一彦  
教育総務課施設係長 栢原雄一  
教育総務課主査 中村克洋  
小田原市社会教育委員会議議長 木村秀昭

#### (事務局)

- 教育総務課総務係長 濱野光利  
教育総務課主査 小林隆

### 4 報告事項

- (1) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について (生涯学習課)

(2) 市議会3月定例会の概要について (教育部・文化部・子ども青少年部)

## 5 協議事項

(1) 小田原市博物館構想策定委員会規則の制定について (生涯学習課)

(2) 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について  
(教育総務課)

## 6 議事日程

日程第1 議案第6号 学校教育法施行細則の改正について (教育指導課)

日程第2 請願第1号 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮  
を求める請願 (教育指導課)

日程第3 議案第7号 小田原市学校施設整備短期計画について【非公開】  
(教育総務課)

日程第4 議案第8号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

## 7 その他

## 8 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 2月定例会の会議録承認…山口委員報告

(3) 会議録署名委員の決定…山田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。議案第7号「小田原市学校施設整備短期計画について」は、今後の予算に関する案件であり、また、議案第8号「教育委員会職員の人事異動について」は、人事に関する事件ですので、両案件の性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決いたします。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…議案第7号及び議案第8号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、議案第7号及び議案第8号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 報告事項 (1) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について

(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、報告事項 (1) 「小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について」御報告申し上げます。資料1を御覧ください。平成24年8月、小田原市社会教育委員会議に対し、教育委員会より、小田原市の生涯学習のあり方についての諮問いたしました。これについて、会議の検討結果がまとまりまして、本日、社会教育委員会議議長から、答申がございましたので、ご報告するものです。内容ですが、資料1の下に、答申の資料を付けてございますが、「1 小田原市の地域社会と生涯学習施策の現状」、「2 社会教育・生涯学習が目指すもの」、「3 社会教育・生涯学習振興のための視点」「4 これからの小田原市の社会教育・生涯学習課のあり方」の4章立てとなっております。特に今回の答申につきましては、地域という小田原固有の地域社会のコミュニティー再生のために生涯学習がどう働きかけるか、という視点を盛り込んだ内容となっております。本市の社会教育・生涯学習を振興していく上で、貴重なご意見をいただくことができましたので、今後の事業等に生かしてまいりたいと考えております。御報告は以上です。

(質 疑)

和田委員長…この答申を読ませていただいて、感じたことを申し上げたいと思います。すごく前向きで、よくまとめてくださったことを感じます。特に未来志向といいですか、これからの社会の有り様、コミュニティーの有り様について書かれていて、従来ですと個人の学習で止まっているところを、それを社会へ還元することが非常に強く打ち出されていて、私はとっても未来志向でいいなと思いました。他の委員の方はよろしいですか。ものすごくよくできた答申ですから、みなさん感服していらっしゃるようです。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で木村社会教育委員会議議長がご退席することになります。ありがとうございました。

(木村社会教育委員会議議長退席)

(5) 報告事項 (2) 市議会3月定例会の概要について (教育部・文化部・子ども青少年部)

教育部長…それでは、私から報告事項 (2) 「市議会3月定例会の概要」について、報告させていただきます。資料2を御覧ください。資料の1ページ「全体の日程」でございますが、市議会3月定例会は、2月17日に開会し、明日の3月26

日までが、その会期でございます。本日は、既に本会議で採択された常任委員会での審査事項、代表質問での質疑の内容、予算特別委員会総括質疑の内容について、報告させていただきます。

2ページをご覧ください。厚生文教常任委員会につきましては、2月20日に開催されました。教育部、文化部、子ども青少年部関係の議案等は、そこにお示ししたとおりでございます。このうち、「教育部」に関連するものとしたしましては、1議題(1)「議案第1号 平成25年度小田原市一般会計補正予算(所管事項)」として、小・中学校における屋内運動場の非構造部材の耐震化工事、小・中学校の特別教室及び幼稚園の保育室への空調設備設置工事に係る経費を計上するとともに、平成25年度・平成26年度の継続費を設定した町田小学校屋内運動場の火災復旧工事が年度内に完成することから、所要額を追加計上し、継続費を廃止することを上程し、委員会審議の結果、全員賛成で採択、その後、2月25日の本会議において可決、承認されました。次に2所管事務調査(1)報告事項の1点目として、町田小学校屋内運動場の火災復旧工事の状況について、報告を行いました。3ページ、4ページをご覧ください。次に、2月28日、3月3日及び4日に行われた「各会派からの代表質問」及び「会派に属さない議員からの個人質問」の概要について、説明させていただきます。

「教育部」に関する質問は、「誠和 井上議員」、「公明党 楊議員」、「日本共産党 田中議員」、「志民の会 安野議員」の4会派からの代表質問、そして木村信市議員からの個人質問でございます。5ページをご覧ください。はじめに、誠和 井上議員からは、「各校の特色を生かした学力向上プラン」、「生徒指導体制」等について質問があり、特定の教科で学級を複数に分けて授業を行う少人数指導や子ども同士の対話を大事にするグループ学習などの学力向上プランの具体例について、そして、ソーシャルネットワーキングサービスを通じた「いじめ」を未然に防ぐため、携帯電話教室を開催するなどの生徒指導体制等について、答弁いたしました。6ページをご覧ください。公明党 楊議員からは、「学校施設の長寿命化対策」、「通学路の安全対策」、「自治会の区域と学区との違い」、「生徒指導体制」、「いじめ防止基本方針」について質問があり、「学校施設」については、小田原市学校整備基本方針に基づき、平成28年度までに緊急度の高い修繕を優先して実施していくこと、「通学路」については、危険箇所を各校の協議体で話し合い、教育委員会を通じて、道路管理者や警察に改善を要望していること、「自治会と学区の違い」については、今後自治会と連携を図り、可能なところから対応していきたいこと、「生徒指導体制」については、各学校における児童・生徒指導部会等での情報共有や課題解決に向けた話し合いを行うほか、青少年健全育成協議会などの協力のもと地域一体となって取り組んでいきたいこと、「いじめ防止基本方針」については、地方自治体が策定する「地方いじめ防止基本方針」は平成26年度秋頃策定予定であり、各学校が策定すべき「学校いじめ防止基本方針」は今年度末までに策定すること等を、答

弁いたしました。7ページをご覧ください。日本共産党 田中議員からは、「少人数学級の拡充」及び「校舎リニューアル計画の見直し」について質問があり、「少人数学級」については、少人数学級編制のこれまでの実績や、その拡大には全国都市教育長協議会等を通じて教員の増員を働きかける必要があること、「校舎リニューアル計画の見直し」については、平成28年度までの3か年で緊急度の高い修繕を優先して行うべく短期計画を策定しているところであること、長寿命化、機能向上さらには建て替えなど中長期的に亘る計画については、平成28年度までに定めたいことを、答弁いたしました。志民の会 安野議員からは、「学校での防災対策」について質問があり、今年度は、防災教育指導資料を改訂して、社会・理科といった教科等の時間で活用しており、来年度は、学校防災アドバイザーを派遣するなど、防災教育の一層の充実を図ってまいりたいことを、答弁いたしました。7ページの最下部でございますが、木村信市議員からは、「教育委員会制度」に係る個人質問があり、本市の教育委員会の現状として、教育委員の皆様が学校訪問や教育委員会事務の点検評価に積極的に関わって頂いている現状のほか、現在、国で進めている教育委員会制度の見直しに対する教育長並びに市長の見解について、答弁いたしました。15ページをご覧ください。続きまして、3月5日から3月19日までの間で開催された予算特別委員会のうち、最終日の総括質疑の概要について説明させていただきます。「教育部」に関する質問は、「小澤委員」、「原田委員」、「武松委員」、「鈴木敦子委員」の4名から質問がございました。16ページをご覧ください。小澤委員からは、「児童数の減少など曾我小学校を取り巻く状況」について質問があり、曾我小学校のような小規模校では、デメリットとして同じ年の子供同士で広く人間関係を築く機会が少ないことがある一方、メリットとして個に応じたきめの細かい指導が行えること、曾我小学校に対する対策として、現時点では、著しく学校運営に支障を来す状況でないと認識しており、直ちに特別の対策を講じる考えはないこと等について、答弁いたしました。17ページをご覧ください。原田委員からは、「児童・生徒の不登校の状況」について質問があり、不登校児童生徒数とその出現率を答弁したほか、不登校児童生徒数とその出現率が県内他都市に比べて高い状況にあること等について、答弁いたしました。18ページをご覧ください。武松委員からは、「放課後子ども教室」について質問があり、現在の片浦小学校で実施している放課後子ども教室の事業内容、帰宅時間が遅くなる際の学校から根府川駅までの間の経路の安全対策といった課題を答弁したほか、他校への拡大には、片浦方式を他校に広めていく考えはないことについて、答弁いたしました。19ページをご覧ください。19ページから20ページにかけて、鈴木敦子委員からは、「学校防災アドバイザー」、「電車通学児童への指導」、「学校司書業務」について質問があり、「学校防災」については、防災アドバイザーの派遣を学校が立地する環境の特性により決定するとともに、教員の防災対応能力の向上として、アドバイザーの指導助言を受け

るほか、地域住民への周知方法として自治会の回覧、市ホームページを活用したいこと、「電車通学児童への指導」については、災害時での対応も視野に入れ、専門家であるアドバイザーからの助言をいただくことが有益であること、「学校司書」に関しては、現在の業務委託の内容、専門的知識を有する人材の確保などの課題等について、答弁いたしました。予算特別委員会における審議につきましては、一部の反対を除きまして、全件すべて原案のとおり採択されています。明日の本会議で報告され採決が行われます。教育部にかかる「市議会3月定例会の概要」は以上でございます。

文化部長…引き続きまして、私から文化部関係の主な質問についてご説明申し上げます。

資料の2ページでございます。厚生文教常任委員会における議題で文化部関係の議題といたしまして、1(2)議案第26号小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、前回の本定例会におきまして、御説明させていただきました。いわゆる地方分権一括法に基づきます改正でございますので、従来社会教育法に基づいて社会教育委員の任命基準を定めていたものですが、市の条例に基づくものにするという改正内容でございます。こちらの条例案を議案として提出したものでございます。続きまして、文化部関係の代表質問でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。代表質問として、未来・おだわらの横田 八郎 議員から、「希望と活力あふれる小田原について」、まず、「史跡小田原城跡御用米曲輪の整備について市民意見をどのように反映させるのか」との質問があり、同曲輪では北条時代の重要な遺構が発見されており、文化庁からも、北条時代の遺構の全容を把握したうえで整備のあり方を決めていく必要があると指導されている。発掘調査の成果を踏まえ、江戸時代の米蔵の跡とともに、貴重な北条時代の遺構をどういう形で整備していくか、高度な専門的見地から検討していく必要がある。この作業の中で、様々な場を通し市民の皆さんの意見にも耳を傾け、市民や来場者に喜ばれるような整備を目指してまいりたい旨、答弁しました。また、「御用米曲輪の史跡の調査データの集積について」質問があり、詳細にデータを集積しているところであり、その成果を踏まえ、この貴重な遺構の整備について、専門家の意見を入れながら検討していく予定である旨、答弁しました。「博物館構想策定事業について」、まず「貴重資料の継承方法等を検討すべき」との質問に対しては、博物館設置の必要性等は、郷土文化館協議会や横断的な庁内組織等で継続的に検討を進めてきたところであり、貴重資料の継承や全国への発信等は重要な検討課題である旨、答弁しました。「構想策定事業において目指す博物館について」は、貴重な歴史的・文化的な資産を着実に保存するために十分な設備・機能を備えるとともに、郷土学習の場所等の提供、全国に向けた情報発信や交流人口の拡大といった機能を担う施設として、整備をしていくべきものと考えている旨、答弁しました。

「博物館と既存の関連施設の関係のあり方について」は、一体的な資料の保存・活用体制を構築し、資料の再配置や機能分担の明確化等を図るとともに、

個々の施設の立地・機能面での特性を生かし、強化をしていく方向で検討していきたい旨、答弁しました。また、「北東土塁でのクスノキの剪定・伐採に対する考え方について」質問があり、剪定・伐採については、植栽専門部会の議論と現地での監督、指導を受けながら進めてきたものであり、クスノキの生育力は強く、数年で新たな枝を出すとともに、北側法面への補植により、土塁北側の緑も豊かになっていくと考えている。剪定・伐採や補植は、史跡小田原城跡にふさわしい「史跡と緑の共生」の姿を見出すためのものであり、市街地の緑化を目指す方向性と矛盾するものではないと考えている旨、答弁いたしました。9ページをご覧ください。誠和 井上 昌彦議員の「歴史・文化について」の質問の中で、『『本丸・二の丸整備基本構想』の策定経緯などについて』の質問があり、その経緯や公表時期とともに、策定に要した期間が準備段階を含め約7年間である旨、答弁しました。また、「本丸・二の丸整備基本構想」の見直しや年次的な整備計画の策定の協議について質問があり、基本構想見直しの必要性、見直しの内容、年次的な整備計画への反映について、そして、見直しと策定には相応の時間を要する旨、答弁いたしました。次に、公明党 楊隆子議員から、「希望と活力あふれる小田原について」、まず、「本丸・二の丸整備基本構想と北条時代の遺跡についての文化庁との協議内容と、遺構の表示の仕方などについて」質問があり、文化庁からは、北条時代の遺構の全容を把握したうえで整備のあり方を決めていく必要があると指導されており、検討内容を基本構想に反映させていくことになると考えていること、また、遺構の表示については、専門家の意見を入れながら検討予定である旨、答弁いたしました。次に、「博物館構想の策定及び市立図書館の今後について」の質問があり、この時期に博物館構想を策定しようとする意図については、「おだわらTRYプラン」においても「重要資料展示施設の整備検討」として位置づけており、郷土文化館の老朽化が深刻であることや、構想策定から整備に至るまでには相当の時間を要することもあり、ここで構想の策定に着手することとした旨、答弁しました。「博物館建設の是非や在り方を検討するということか」という質問に対しては、今回の博物館構想策定事業では、博物館の整備に向けて、小田原らしい博物館の在り方について、幅広く検討する予定である旨、答弁しました。博物館の建設場所については、博物館構想において示される、施設の性格や機能などに関する基本的な考え方をもとに、慎重に選定を進めていく予定である旨、答弁しました。10ページをお開きください。「市立図書館の今後のあり方について」は、建築後50年を超え施設の老朽化や資料の収蔵環境の課題が大きく、現地での建て替えもできない状況にあることから、新しい図書館施設の設置を、お城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンや平成26年度に取得予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ、検討していきたい旨、またそのための具体的な方針については、今後の広域交流施設ゾーン整備事業の進捗に合わせて定めていく旨、答弁いたしました。次に、光政会 木村 正彦議員から、「施政方針について」質問があり、まず、「御用米曲輪の遺構の整備や活用について」

の質問がありました。同曲輪で北条時代の遺構が確認されており、整備のあり方についても、発掘調査の成果を踏まえながら、文化庁や県とも協議し、史跡小田原城跡調査・整備委員会に諮りながら検討していきたい旨、答弁しました。「博物館構想策定における取組みの基本的な考えについて」は、構想策定には、専門家・関係者から指導・助言等を得るとともに、市民合意の形成が欠かせないものと考えている旨、答弁しました。また、「公共施設の中で、清閑亭など歴史や文化等を感じさせる建物の保存・活用について」質問があり、既に歴史まちづくり法の制度などを用いて改修や活用を行っているものもあるが、公共施設に限らず、全体的な歴史的建造物の保存や活用のあり方について今後も検討していく旨、答弁しました。11ページをご覧ください。日本共産党 田中利恵子議員から、「本丸・二の丸整備基本構想の見直しについて」の質問があり、他の議員にも答弁したとおり、構想見直しの必要性、見直しの内容などについて答弁いたしました。「御用米曲輪のクスノキの伐採・剪定に係る市民への説明について」は、事前に説明会を行ってきたものの、あらかじめ十分にお伝えし切れなかったことが残念であるが、この植栽管理は「史跡と緑の共生」を実現していくためのものであり、今後とも様々な形で市民の皆さんに周知していきたい旨、答弁しました。また、「クスノキの伐採・剪定にあたって、隣接する学校への説明や対応状況について」質問があり、いままでの説明の状況、また、今後の対応について答弁いたしました。12ページをお開きください。志民の会 安野裕子議員から、「希望と活力あふれる小田原」に関して質問があり、まず、「市立図書館の施設老朽化の状況と移転の目標年度について」は、全般的に施設や設備の破損及び資料保存の適切な環境が維持できていないなどの状況である旨、また新しい図書館施設については、お城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンや平成26年度に取得予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ検討していきたい旨、そのため、目標年度についても、今後の広域交流施設ゾーン整備事業の進捗に合わせて定めていく旨、答弁いたしました。また、「市立図書館の移転先がお城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンの中という案が示された経緯について」は、平成21年3月の「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会」で取りまとめられた報告書の提言、庁内関係各課による広域交流施設ゾーンにおける老朽化した市立図書館の機能配置についての検討、平成22年9月定例会における「お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書」の採択を経て、昨年12月の建設経済常任委員会において、現段階で想定される機能の1つとして図書館機能をお示したところである旨、答弁いたしました。続いて「図書館機能の全てを移転先の一箇所に集約しようと考えているか」との質問に対しては、新しい図書館施設の候補地であるお城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーンや、新たに取得する予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ、市立図書館が有している図書の閲覧・貸出機能と、貴重資料等の収集・保存・研究機能について立地にふさわしい機能を備えた施設を検討していきたい旨、答弁いたしました。「キャンパスおだ

わら事業の成果と課題について」は、成果として、市民企画講座の増加や情報誌の編集・配布などに、市民力が生かされた効果が表れてきていること、課題としては、講座等、増加する情報の効率的な把握や、市民と行政の役割分担のさらなる明確化、多様な担い手の育成などがあげられる旨、答弁しました。今後のキャンパスおだわらの方向性については、市民と行政との協働事業ならでの、新たな成果を求めてまいりたいと考えており、キャンパスおだわら運営委員会での検討を踏まえ、見極めてまいりたい旨、答弁しました。13ページをご覧ください。

新生クラブ 俵鋼太郎議員から、「希望と活力あふれる小田原について」質問があり、「博物館の規模、立地条件の考えについて」は、博物館が担うべき役割や機能に応じた適切なスペースを確保することが理想的で、小田原城跡の周辺等、利便性が高く、小田原の歴史や文化を効果的に感じ取っていただける環境を備えた場所が望ましいと考えているが、今後、構想の策定を進める中で、本市にふさわしい博物館の具体像を描いてまいりたいと考えている旨、答弁しました。「郷土文化館や小田原城の展示物との違い」に関する質問に対しては、博物館は、郷土文化館が担ってきた機能を拡充し、天守閣を含めた関連施設との連携を図りながら、本市の歴史や文化の魅力を広く情報発信するための中核的施設にしていくべきであり、これにより郷土学習や市民活動が大きく飛躍することを期待している旨答弁しました。「今後の郷土学習の取組み」に関する質問に対しては、郷土について学び、郷土愛を醸成するとともに、学びの成果をまちづくりに生かしていくため、今後も、郷土学習事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えている旨、答弁しました。

個人質問として木村信市議員から、「子育て・教育について」の質問があり、「学校プールの開放について」は、「小田原市PTA連絡協議会との協議状況と新年度の方向性について」質問があり、事業主体であるPTA連絡協議会とは、平成22年度以降、学校プール開放の充実に向け協議を進めており、運営にあたっては、PTAの監視責任の負担を軽減するため、監視業務の委託化を推進してきたが、神奈川県警察本部から、警備業法に適合した事業者へ監視委託するよう法令順守の通知がされたことにより、平成25年度はPTAの費用負担が増え、開放日数等の減により実施せざるをえない状況となったため、来年度以降については、PTAの費用負担を軽減し、警備業法に対応した監視体制のもと運営できるよう、市からの管理者礼金を増額することで事業の維持充実と安全確保と支援してまいりたい旨、答弁しました。「歴史・文化」に関しては、「博物館構想のテーマについて」の質問に対して、構想策定作業を進める中で本市の博物館にふさわしいテーマについても検討していくものであるが、小田原の歴史や文化を紹介する博物館において、交通は重要な要素であり、鉄道に関する内容は大切なテーマの一つと考えている旨、答弁しました。「文化・スポーツ、社会教育行政の執行権限を教育行政から一般行政へ移行したことの評価について」は、総合的な文化行政を展開するとともに、総合的なまちづくりをより一体的に推進できるようになってきており、幅広い観点から市民活力の充実に成果を挙げ

つつあると捉えている旨、答弁しました。また、「学校施設を利用した社会教育・スポーツ団体の利用状況の実績について」は、「社会教育開放」においては、平成24年度末時点で市内小学校4校、中学校1校、「スポーツ開放」においては、平成24年度末時点で市内小学校25校、中学校11校で実施されている旨、答弁しました。

引き続きまして、私から文化部関係の総括質疑について御説明申し上げますので、21ページをお開きいただきたいと存じます。新生クラブ 俵鋼太郎委員より、「公共用地先行取得事業特別会計」の「用地取得事業費」に係る、「保健所跡地の先行取得」について質問があり、先行取得の目的については、平成25年市議会9月定例会において当該地の取得を求める陳情が採択されたことを踏まえ、城下町の雰囲気の色濃く残し、明治時代以降も政財界の著名人や文学者が多く居住するなど歴史的・文化的に優れた価値を持つ地域の特性をまちづくりに活かすことを念頭に、当該地の利活用を検討した結果、文化・生涯学習施設を建設することが有効であると判断し、取得することとした旨、答弁いたしました。

また、「文化財保護費」の「緊急発掘調査事業」について、調査補助業務委託の契約形態はどのようなものか、との質問があり、重機・作業員等の単価について見積り合わせを行った上で、毎年度単価契約を行っており、平成25年度は、5社が見積り合わせに参加し、そのうちの3社と契約していることなどを答弁いたしました。文化部関係の説明は以上でございます。

青少年課長…引き続きまして、子ども青少年部所管の概要につきまして、ご報告いたします。資料2ページをご覧ください。厚生文教常任委員会における報告事項でございますが、前回の本定例会でご報告をさせていただきました「塔ノ峰青少年の家の今後について」を報告いたしました。塔ノ峰青少年の家につきましては、宿泊体験施設としての長年にわたる一定の役割を果たしたものとして、今後十分かつ丁寧な周知を行ったうえで平成26年度末を持って廃止しよう、と考えている旨ご報告いたしました。次に予算特別委員会総括質疑の内容について御報告いたします。21ページをご覧ください。小松久信議員から「塔ノ峰青少年の家の廃止後の施設の利用について」質問がありました。跡地については、全庁的に検討し、方向性を見極めてまいりたいが市街化調整区域での制約があること、借地であること、大規模な改修が必要であること等利活用については、多くの課題があるため、難しい状況であることを答弁いたしました。以上です。

(質 疑)

山田委員…17ページ原田議員のところですが、3年間不登校児童生徒及び出現率についてですが、小学校での数と比較して中学校での数ではすく数が多くなるのですが、小学校を卒業した時の不登校児童が中学校に行く時、そこでのフォロー

があるといいですね。環境が変わるので、学校に行けるチャンスでもあると思います。ある学校に伺ったところ、小学校の不登校児童に児童の進学先の中学校の先生が話しかけている事例もあります。教育委員会として小学校の卒業の時、不登校児童に対しての中学校へ行く時のアドバイスはあるのでしょうか。

教育指導課長…小学校から中学校に上がるときにいろんな不適用が起きることを「中一ギャップ」といいますが、その「中一ギャップ」を少しでも埋めるために小学校と中学校の連携、学区の中での連携は、教育委員会から同じ共通の生活目標を立てながらやっていきたいと思いますかですね、具体的なものを提示しながら、やっていただいております。

山田委員…小学校の時に不登校になり卒業式に出られないような児童の春休みとかに働きかけが出来るといいですね。

教育指導課長…不登校相談員がいるので、不登校相談員が今までの関わりを中学校にお伝えし、その子が中学校で頑張るぞと切り替えが出来れば、うまくいく場合もあるのですが、そうではない場合もたくさんある中、コツコツではありますが、そのような対応で少しずつ減らしていきたいと考えております。

萩原委員…14ページの木村信市議員の質問で学校プール開放についてですが、各学校でプール開放していることを伺っておりますが、費用がとつてもかかるような形になってしまった神奈川県警察本部からの警備業法に適合した事業者に監視委託させるというのは、基本的にどういう人達のことをいうのですか。

スポーツ課長…警備業法に関する人員の内容につきましては、大きな施設やコンサートとかイベントとかの警備にあたる人員について専門の研修などを受けているということが条件で、しかも警備事業者登録をしていて警備員として指導がされていることが条件です。あらためて、そのような人たちにプールの監視については、頼む必要があるということです。プールの監視は、単純に民間プール等の水泳の業者に委託するのではなく、警備業法に適合しているかどうかを確認することにしましたので、その分、費用がかさむ原因になります。

萩原委員…保護者は、警備の研修を受けて、プールの監視は出来ないのですか。

スポーツ課長…保護者の方は、専門の研修を受けることは難しい状況なので、今まで、保護者の方に監視をしてもらったり、自由にやっていただいていたのですが、安全確保や保護者の方の負担が増大することがありますので、話し合いをさせていただきまして、監視の専門業者に委託をお願いする方向で、事故時の責任の軽減を図ることも考慮しています。

萩原委員…悩ましい話ですね。

教育総務課長…スポーツ課長の方から説明がありましたけれども、警備業法に基づいて登録を受けている業者、警備業法に基づいて業をなしている業者でなければ、プール監視はできないという通達が警察から届きましたので、個人では、難しいということでございます。

スポーツ課長…警備業法で必要があるということなので、そちらに頼まなければ、PTAが

最終的に責任を取る形になりますので、本末転倒になり、それは避けましょうということで、警備業法の登録業者から選んだという形になります。

萩原委員…子ども達のために解放したいという気持ちと、逆にがんじがらめにされているような気がします。

スポーツ課長…警備業法に従って監視については、安全を確保するというのは、一見、法律にがんじがらめにされているように見えますが、責任については、市役所の方が費用負担増をすることで、PTAは安全を確保しつつ、それ以外のところの費用負担によって幅が広がりますので、日数を確保するということができますし、負担を軽減することで、時間をずらしたりすることが出来るようになるかと考えています。法律に基づいて安全を確保する道を選んだわけではありますが、必ずしもがんじがらめというのではなく、監視責任について軽減を図り、PTAの方々にもご了解をいただいて、安全を確保しつつ、プール監視をしていこうというものです。ただし、丸ごと委託ではなくて、開催日とか受付や管理の部分は、PTAの方々に裁量でやっていただいております。そのため、自由裁量の部分で日数を選んだりとか、期間とかを選んでいただいておりますので、必ずしも、プール開放自体が法の拘り定規で定められた中でしかできないということではないです。

萩原委員…1人、監視に付けばいいのですか。

スポーツ課長…何人が必要という規定はありませんが、水泳安全協会では、25mプールでは、通常では、2人以上が必要と言われております。それで、今回の予算に関しては、2人以上つけてほしいということで計上いたしました。

和田委員長…一方的に決まったわけではなくて、色んなところで事故が起こったという経緯が積み重なった結果なんでしょうね。

萩原委員…実際に、そのようなことがあったのでしょうか。

スポーツ課長…警備業法通知を改めて遵守してくださいとか気を付けてくださいとか通知されたのが、平成23年頃に大阪の小学校でプール監視の業者を委託していたのですが、事故が起きてしまったということで、監視を頼んでいた業者の実態を把握したところ、研修を受けていなかった等が判明し、改めて、研修を受けた業者に頼まないで安全確保が難しいので留意してくださいとの通知内容でした。

山田委員…博物館の構想の段階ですが、何年度を目指すのかとか目標はございますか。

文化部長…来年度から専門委員を入れた検討組織を立ち上げ、構想段階から議論して頂くこととなります。施設の整備については、大きな財政支出が伴う事ですから、現時点では、地下街ですとか、芸術文化創造センターですとか、駅前の再開発事業等大きな事業が途上でもありますので、さらに斎場ですとか様々な課題がある中で、施設として直ちに整備する事には、ならないと思います。ただ、懸案となっている事業がある程度、成立して行って、財政的にも安定的になった時に、そこから検討を始めるのでは、遅いと言いますか、検討期間がある程度かかりますし、時に整備の内容ですとか、あるいは、その場所で博物館でどう

いう活動をしていくのかとか、学校教育にどう影響を与えていくのか、あるいは市外からどのように注目して頂いて、どのようにお客さんに来ていただくのか、いろいろ準備をしていくためには、やはり一定の期間が必要ということがあります。また、天守閣では、小田原ならではの様々な資料を展示している施設でもあるわけですが、耐震性に問題があることがわかりまして、2年前から検討して、新年度からは、耐震の実施設計に入る段階になります。そうなりますと、展示をどういう風にしていくのか、博物館に先行していく形で、天守閣の展示部分については、議論をしていかななくてはいけないのです。そういった意味合いでは、少し先の物にはなりますが、検討そのものには、切迫した問題がいくつもあるという事で、ただちに、何年にとというのは、今の時点で申し上げにくい状況ではあります。検討としては、来年度から、具体的に始めさせていただく方向性を出させて頂いたところでございます。

山口委員…図書館のことが出ているのですが、私は、あまり図書館に行っていないのですが、遠いから行かないのです。駅に近いところだったら、それこそ、駅中だったら、誰でも仕事の帰りに本を借りて、何日後かに返すことが簡単に出来ると思います。図書館のあり方ですが、人にいっぱいいっぱい借りて利用してもらいたいということが大前提にあるのであれば、できるだけ駅の中、あるいは、隣接した場所に設置すべきと思います。ここに二通りの候補地があって、保健所の跡地の事もでていますが、はっきり言えば、保健所の跡地に図書館を建てても今まで以上に行かない、近隣の人しか使わないだろうと思います。だったら、新しいお城通りにどうなるか分からないのですが、スペースを確保してもらった方が、あり方としては、相応しいのではないかと感じました。

和田委員長…本当に多岐にわたって、主に山口委員がおっしゃった図書館と御用米曲輪と北条時代の遺跡のことと博物館、議員の方々が関心が高いということが質問や答弁により分かりました。我々委員としても今後ですね、この推移を見守っていきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で子ども青少年部及び文化財課、図書館、スポーツ課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(子ども青少年部及び文化財課、図書館、スポーツ課職員退席)

(6) 協議事項 (1) 小田原市博物館構想策定委員会規則の制定について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、私から、協議事項 (1) 小田原市博物館構想策定委員会規則の

制定につきまして、御説明させていただきます。資料3を御覧ください。  
先ほどの報告事項(2)「市議会3月定例会の概要について」でも話題に取り上げられていますが、小田原市では、今後、博物館構想を策定していくことになりました。それに伴いまして「小田原市附属機関設置条例」の一部を改正し、小田原市博物館構想策定委員会の設置を盛り込むこととなりました。この条例に基づき、小田原市博物館構想策定委員会規則を制定することとなりますが、本規則の根拠である「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例」の市議会での採決が3月26日、本規則の施行予定日は平成26年4月1日であり、教育長による事務の臨時代理となりますことから、現時点での予定ではございますが、簡単に説明申し上げます。本規則では、委員会の組織、運営に関し必要な事項を定めていくもので、施行は平成26年4月日を予定しております。以上で説明を終わります。

(質 疑)

和田委員長…委員の人数はどこで決まるのですか。

生涯学習課長…小田原市附属機関設置条例の中で決まっております。この条例の中で、委員会を設置することと人数が決まっております。10人以内となっております。

和田委員長…とっても関心の強い事項ですので、順調に委員が選ばれて議論がされるといいですね。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(文化部職員退席)

(7) 協議事項(2) 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について (教育総務課)

教育総務課長…それでは私から協議事項(2)「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について」を説明させていただきます。お手元の資料4を御覧いただきたいと存じます。まず、1趣旨でございますが、この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とするものでございます。2対象事業の選定に当たりましては、学校教育の分野で

は、昨年度策定いたしました小田原市学校教育振興基本計画の基本目標に基づき、また、生涯学習の分野では、第5次小田原市総合計画であるおだわらTRYプランに基づき、今年度実施した事業の中から、それぞれ委員の皆様にお選びいただき、各事業について点検・評価いただくとともに、必要に応じて委員の皆様による現場訪問を実施いたしたいと考えております。また、事務局の事務事業のほか、議会からの強い要望がございます関係で、委員の皆様ご自身の活動状況につきましても点検・評価を行っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。3実施方法につきましては、裏面のスケジュール案をご覧いただきたいと存じます。本日、委員の皆様の方針案についてご協議いただいた後、4月に事務局で、候補となる事業をリストアップし、委員の皆様事前に事業の内容を説明させていただきます。ちなみに前年度に実施した事業は87事業ということでお示しさせていただきました。今年度も同じ方式でまずはご提案させていただきたいと思っております。また、これまで同様3名の学識経験者からも点検・評価をしていただく予定です。今後の進め方としましては、4月定例会におきまして、点検・評価する対象事業をお選びいただき、当該事業について、5月から6月にかけて、各所管から提出された点検・評価案をもとに委員の皆様によるご検討、現場訪問をしていただく予定です。7月には学識経験者と教育委員の皆様による合同ヒアリング及び意見交換会を実施いたします。その後、委員の皆様と学識経験者の意見を踏まえた上で事務局で点検・評価案を作成し、8月定例会において点検・評価案の議決をいただいた後、9月の市議会厚生文教常任委員会に報告するとともに、市民に公表する予定です。協議事項(2)「平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について」の説明は以上でございます。

#### (質 疑)

萩原委員…この点検・評価に参加させていただいて、現場をよく見られるので、本当によく理解ができるので、たくさんの現場を回りたいと思うのですが、最後に点検・評価した結果をもらって、次の年にどうなったかというところをすごく知りたいのですね。今のやり方ですと、それを追及するには、また事業を選ばなくてはいけなくなってしまうのです。他の事業も見たいとも思うので、日数的に限られているわけではあります。いい方法がありませんか。

教育総務課長…これまでの点検・評価につきましては、委員の皆様にもご協力をいただいた中で、毎年試行錯誤を繰り返しております。ご指摘の点につきまして、事務局といたしましても、反省をしております。なんらかの形で、フィードバックするようなやり方を平成26年度はしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

山田委員…教育委員としての点検・評価については、自分でできないので、どのように進

めるおつもりですか。

教育部長…まず、あえて書かさせていただきましたのは、市議会からも質問がございました。中身としましては、今は活動状況を点検・評価報告書に掲載しているのですが、例えば、秦野市とかは、活動に対して、自分たちはこうしたのだということ載せています。今の形で行けば、小田原市のところでは、こういう活動ですという報告だけになっているところを、このときは、こうだったということ話し合っていて、項目として自分たちの活動の評価として一度テーブルの上に乗せていただければですね、基本的には、新たに特別なことをすることではなくていいと思っております。秦野市の例をお伝えしましたが、よそのところでも教育委員さんの自分たちの活動という項目で、点検・評価している市もございますので、例と言いますか、参考にお示しさせていただきながら、スタイルにつきましても皆さんでご検討いただければと思います。事務局の方で、材料は用意させていただきます。

和田委員長…全体的な流れにつきましては、経験のあるところですので、それに沿ってやっていけばいいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 日程第1 議案第6号 学校教育法施行細則の改正について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第6号の「学校教育法施行細則の改正について」を御説明申し上げます。学校教育法施行細則につきまして、一部を改正するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、私から日程第1議案第6号「学校教育法施行細則の改正について」の細部説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。改正の理由といたしましては、平成25年10月に校務支援システムを導入したことにより、児童生徒の出席簿を電子データで管理することが可能となりました。このことにより、出席簿の内容を一部見直しかつ中学校の出席簿を小学校と同一にする改正内容になります。資料裏面にあるのが、改正する形式の出席簿になります。この規則は平成26年4月1日より施行いたしたいと考えております。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…小学校と中学校が同じ出席簿の体制にして不具合はありませんか。

教育指導課長…電子データで出席簿を管理することが可能になりましたので、小学校中学校

を同一にすることが可能になりました。不具合はございません。ただ、運用の中で、各中学校は、教科担任制ですので、体育の先生が出席簿をつける、英語の先生が出席簿をつける、理科の先生が出席簿をつける等持ち歩く用も必要ですので、現在使っている出席簿も併用していくと思われれます。出席簿の公式としては、電子データになります。ですので、入力して管理していくことになります。

萩原委員…ということは、中学校の場合、教科担任が毎日、毎時間、生徒の出席の入力をするのですか。

教育指導課長…その運用については、各学校におまかせしております。通知表に連動してきますので、ミスの無いような方法を考えていただきたいと思います。

(その他質疑・意見なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第2 請願第1号 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願 (教育指導課)

和田委員長…それでは、日程第2 請願第1号「漫画『はだしのゲン』の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願」を議題といたします。先月の定例会において、継続審議となりましたので、引き続き、審議をしたいと思っております。質疑に入ります。質疑等いかがでしょうか。

(質 疑)

和田委員長…先月、膨大な量の漫画でしたので、読んでいらっしゃらない委員もいらしゃったので、この間、お読みいただいたと思います。それを踏まえて、ご意見等どうぞ。

萩原委員…はだしのゲンを読ませていただきましたが、当時の時代背景が映し出される漫画だと感じました。描写の過激さは一部あるかもしれませんが、広島で被爆された方ですから作者はここまで描きたかったのでしょう。学校の図書室に置かれている図書については、十分な配慮をされていると思います。請願の一文にありましたが、「ゲンやその仲間の生き方が生徒の手本になるとは思えない。」とのことですが、手本というのは良いことも悪いことも手本であると思っております。それを真似するかしないかを判断するのが本人の力であって、図書室にある本がすべて良い手本でなくてはならないとは思いません。実際にこの本について中学生に質問してみたところ、はだしのゲンに書かれていることがすべて事実

かどうかなど調べられないでしょう。そういうことがあったのかもしれないと受け止めるしかないと思う。今の中学生の読む漫画はもっとグロテスクな表現などがあふれていますが、生徒たちは善い悪いの判断ができる大人になっていきますから、特に問題にすることではないと思います。

山田委員…私も知ってはいたのですが、本を預からせていただき、読ませていただきました。ほんとによかったと思います。1巻目を読んだ時は、夜が眠れないようなこともあったのですが、ずっと読んでいって、確かに広島が被爆していらっしゃるから生々しいし、悲惨で、悲しくて、つらいのですが、原爆の恐ろしさが改めて、良く分かりました。また2次的に自分の家族を探した方が被爆して何年か後になくなったり、赤ちゃんが栄養失調でなくなったり、つらいことがよく分かって、ゲンの弟分の子どもがやくざの人をピストルで殺したりとか、細かいことを見ると確かにどうなのかと母親としては思ったりするのですが、10巻すべて読んで心に思ったことは、平和の大事さだし、戦争を起こしてはいけないし、こうやって自由に話せるありがたさや食べ物があるありがたさが胸に残ります。これを読んだから子ども達が直ちに悪い影響を受けるとは思えないです。もっと広島のことやいろんな戦争の恐ろしさを感じると思うので、現場の判断に任せてよろしいと思いました。自分の周りのいろんな方にもお話を聞いたのですが、今、31歳ぐらいになる男性に聞いたのですが、その方は、小学校のころに読んだそうなのですが、今は立派な青年になられています。テレビアニメでも見たと言っていました。50歳代の女性の方も、中学生の時に、学校の先生に勧められて、その時は、友達で回し読みをしたと言っていました。戦争の悲惨さとか平和のことを胸に刻んだと言っていましたので、読んだ子どもが色々感じるのだと思います。小学校の低学年の子どもがこの漫画を持ってきたときに、親御さんが、自分の子どもが、この漫画を読む力があるかどうかは、子どもによって違いますから、自分の子どもが、この漫画を読む時期かどうかを判断するなどができるのかなと思います。

栢沼教育長…はだしのゲンを全10巻読まさせていただいて、山田委員あるいは萩原委員がおっしゃった部分は、見方考え方共通して見えることもある。そういう中で、被爆者たちの苦しさといいますか、戦争のむごい部分、こういったことが如実に表現できている漫画本だなと感じました。意見としては、今現代でも、地球上で戦争が絶えない現実に対して、児童生徒は戦争を知らない世代にそういったところを語りかけていく。そのために現代社会を考える貴重な資料だなと私は考えました。そういった意味で今後の扱いについては、あくまでも平和を求める図書というところから、これまでどおりの考え方でいいと考えます。これまでどおりというのは、最終的には、学校長の判断で構わないと考えております。

山口委員…私は、先月お話ししたように、決して好きな漫画ではないです。私自身がちょっと気持ち悪いなと思いながら見るページがいっぱいありますが、目をそむけた

くなるような場面もありますけれども、何と言っても戦争の残虐性とか悲惨さを切実に訴えていて今の平和教育に大事だと思います。終わりの方には、結局主人公がわけ隔てのないような平和な世界を作るのが、最終的な目的だ、みたいなことも書いてあって、ちゃんと読み通していくと細かい内容が合っている合っていないの問題ではなくて、これから自分たちが平和を築いていったらいいだろうかという教材かなと思います。現場の先生方が児童生徒から質問をされたならば、相談に乗ったりお話をしたりすればいいのかなと思いますが、一律に見せないとか全部借りる時には許可を得るとか、教育的な個別の具体的な指導というのは、私は不要だと思います。みんなが自由に読めるようにすべき図書だと思います。

和田委員長…みなさんから、ご感想とご意見を伺いました。私の感想をお話します。実は、50年前に出された本の復刻再販という取り組みを最近しました。そうするとあの時代の表現した本として、いわゆる出版界は、現在、使われていけない言葉をもものすごく厳密に精査されて出版されています。ところが、50年前に書かれたものだと、現代では、ひっかかる言葉がたくさんあるのです。こういう現実を知りました。当然、体験に基づいての漫画ですから、その時代では、そういうものというのは、どうしてもあるだろう。本を読む、読書の指導というのは、そういうところにあるとも思うのです。やはり、歴史をふりかえることや、昔の物を読むことというのは、誰でもがあることだし、そういうものの中に学ぶべきものがたくさんある、という時代背景をちゃんとわかって、読書指導というのは、そういう一面もあるのではないかと思います。読書を学校教育の中では、進めているわけですから、各教師は、そのところを踏まえた上での指導というものがなされているのだろうと思います。実は、私は何十年も前に教員になった時に、その時の話題が、ちょうど国旗掲揚の問題が私の採用の時に、教育長から質問されました。教員採用というのは、その時代に教育基本法を守るというところで、採用されているわけですから、途中の時代の変化と共に、研修もあるので、教師は信頼すべきものであって、おかしくなったら困るわけです。読書指導という面からきちっとその時代背景も踏まえたそういうのを日常的にやるべきです。そういうものを図書館で手にすることが出来る自由というのは、必要だと感じました。

ごく最近、高校生等を連れて広島平和公園に行ってきました。同時に呉の大和ミュージアムに行ってきました。彼らの感想が、ちょうどその中にいところがアメリカにいる子がいて、英文のはだしのゲンを買っていると送ると言ってもいました。ですから、彼らに相当インパクトがある漫画なのだなと感じました。ただ、請願には、共感する部分がありました。では、全体をとということになると、私は、賛成できかねると思いました。これが私の感想です。

みなさんからご感想とご意見を伺わせていただいた上で、補足したいことがあるようでしたら、どうぞ。

山田委員…日本は、唯一の被爆国ですから、広島や長崎で起きたことを私たちも知らないし、ましては、子ども達は知らないので、戦争で苦勞していた人たちの事や被爆した方を忘れてはいけないと思いました。

和田委員長…では、みなさんからご意見をお聞きしましたので、採決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

和田委員長…ご異議ないようですので、請願第1号『漫画「はだしのゲン」の閲覧に際し児童・生徒への教育的配慮を求める請願』を採決いたします。採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は、不採択すべきものと決しました。

和田委員長…先程非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方はご退席ください。

(関係者以外退席)

(10) 日程第3 議案第7号 小田原市学校施設整備短期計画について【非公開】

(教育総務課)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第4 議案第8号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育総務課)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) その他

和田委員長…県立高校で田奈高校という、こういう表現がいいかどうか分かりませんが、い

いわゆる底辺校で、あまり勉強はしない、荒れている学校の3年間の取組みの報告会がありました。そこで、聞いてきたことですが、1学年130名の生徒のうち、3年前に卒業生の進路が決まっていたのは、29名だったそうです。101名が進路が決定しないまま卒業していたことで、そこで、いわゆる教師経験のない方がパーソナルサポート事業で入っていきました。これは、国の事業なのですが。最初に学校現場に入った時に当然のことながら先生方はよくおっしゃるのだけれども、「うちではすでにスクールカウンセラーもいるし、就職指導の担当のベテランの先生がいるので、貴方たちは来ないでくれ」と言われたそうです。これは、学校に我々が提案するとよく言われることなのです。「もうやっている。」この言葉は、婉曲的に断っている言葉ですよ。ところが、国の事業ですので校長先生にお会いすると、校長先生が「やっているのだけれども、まだまだ改善すべき点が多々ある。」というふうに言ったそうです。教諭と校長先生の認識が違っている。私たちが学校に行った時に、このように校長先生が言う例は、非常に少ないのですよ。大抵、担当教諭がいう事と同じようなことを校長先生がいう訳です。「もう、やっている。」と。でも田奈高校の校長先生は違う事をおっしゃったので、脈があるなと思って、高校に入って事業を行ったのです。3年後の結果は、なんと、卒業生の90%が進路決定者になった。担当教諭が反省の弁を述べていました。どうしてかということ、途中で身ごもってしまって出産せざるを得ない女子生徒もいるそうです。そういう子ども達が将来卒業して行って、自立できるような導きの指導をするのに、具体的に外部者が入って様々な職種の人達の情報を活用した結果ということで、特に女子生徒が身ごもってしまって勉強を続けながら子どもを預けてやるのに、色んな知識や手法が必要だということを担当教諭は、教わったというのですね。「まったく我々は、ただ卒業しろという事を目指していて、その後のことまでは、とっっても知識もなかった」ということを担当教諭は反省していました。私は、すごく感動しました。外部の資源を使えるところは使っていくという姿勢が学校現場にも、もっともっとあったらいいのではないかと、今回の発表会で感じてきました。ぜひ、小田原の教育の場でも、市民や外部の知識を活用できるものがあれば、最初から「やっています。」と断らないで、「どういう事ですか。」とせめて聞いてほしいと感じました。

### (13) 委員長閉会宣言

平成26年4月24日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（栢沼委員）